

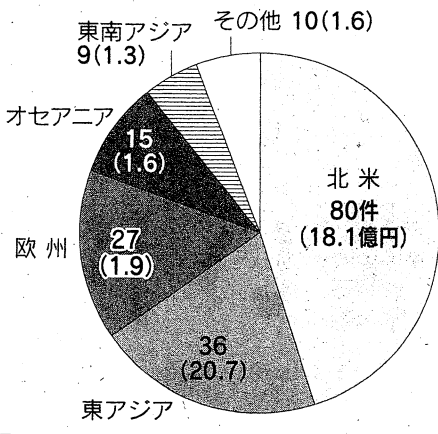
海外資産相続 申告漏れ増

国税指摘、2014事務年度177件

海外にある不動産や株式などを相続したのに相続税を適正に申告していない件数が増えている。日本経済新聞が国税庁に情報公開請求し入手した資料で判明した。海外案件について積極的に調査を実施している国税当局の方針などが背景にあるとみられる。

各国と連携し監視

申告漏れの原因とされる海外資産のある地域
(2014事務年度分、件数と金額)



資料の名称は「海外資産に係る処理状況(相続税)」。資料によると、国税当局が海外資産に関連して相続税の申告漏れを指摘した件数は、2012事務年度(12年7月～13年6月)が156件、13事務年度が168件、14事務年度が177件と年々増えている。

申告漏れの原因とされる海外資産のある地域(14事務年度分)は、北米が80件と最も多く、東

アジア36件、欧州27件と続いた。申告漏れが指摘された資産総額は12事務年度が27億円、13事務年度が16.3億円、14事務年度が45億円だった。財産別では預貯金や株式などが多かった。海外不動産を除外して相続税を申告し、重加算税を含めて約1,200万円を追徴されたケースがあった。過去には父親が生前に海外の金融機関に保有した預金などを自分(相続人)の海外口座に移管するなどしていたのに相続税の申告から除外し、約6600万円を追徴されたケースもあった。

また、国税庁は富裕層の課税逃れを防ぐため、14年から海外に合計で5千万円超の財産を持つ人に「国外財産調書」の提出を義務付ける制度を導入した。迫田英典・国税庁長官は「各国の税務当局との連携や体制充実などを図り、問題のある取

引があれば税務調査をし、しっかり実施する」と述べている。国税OBの税理士は「海外資産なら日本の当局には把握されないだろう」という意識が根深いと指摘する。その一方で、相続税に詳しい専門家は「国税当局に申告漏れを指摘されるようなケース

は、非常に単純なスキームなのではないか」と話す。海外資産に関連し、法人の役員や株主を第三者名義で登記できる「ノミニー制度」などを複数使うことで、日本の国税当局に把握されないように海外資産を保有するケースもあるという。